

平成30年7月豪雨災害にかかる本市の支援状況について

- 1 被災者への支援等について . . . P1
 - 2 「北九州市社会福祉協議会 絆プロジェクト基金」の活用について(案)
. . . P3
 - 3 災害ボランティアについて . . . P4
 - 4 保健師による避難者の健康状態等の確認について . . . P5
 - 5 家屋の床上・床下浸水に係る消毒実施状況について . . . P6
 - 6 介護保険施設等の状況について . . . P7
 - 7 障害者施設の状況について . . . P8
 - 8 医療救護活動について . . . P9
 - 9 国民健康保険及び後期高齢者医療制度の取扱いについて . . . P10
 - 10 介護保険の取扱いについて . . . P11
- 【参考】7月5日からの大雨による災害概況(第31報) . . . P13

被災者への支援等について

被災者への給付制度

① 災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく制度

(災害弔慰金の支給に関する法律、北九州市災害弔慰金の支給に関する条例)

- ・災害弔慰金 生計維持者死亡 500 万円、その他死亡 250 万円
 - ・災害障害見舞金 生計維持者 250 万円、その他 125 万円
 - ・災害援護資金 負傷又は住居被害のあった被災者に 350 万円を上限に貸付(所得制限あり)
- 災害弔慰金については、門司区で死亡した 2 名の遺族に対し、支給手続き中。
- 災害障害見舞金の該当はなし。援護資金の申請は 8 月 8 日時点でなし。

② 北九州市災害弔慰金及び見舞金制度

(北九州市災害弔慰金及び災害見舞金の支給に関する要綱)

弔慰金 10 万円、負傷者に対する見舞金最大 5 万円、住家被害見舞金最大 6 万円

※①の弔慰金及び見舞金との重複受給はできない。

- 人的被害 3 件 (90,000 円)、住家被害 105 件 (1,532,000 円) を既に支給済み。

③ 福岡県災害見舞金及び弔慰金制度

(福岡県災害見舞金等交付要綱)

弔慰金 20 万円、負傷者に対する見舞金最大 10 万円、住家被害見舞金最大 10 万円

※①の弔慰金及び見舞金との重複受給はできない。

※市制度との重複受給は可

- 第 1 次 (75 件) を 8 月 3 日ごろから各区において支給開始。

④ 被災者生活再建支援制度

(被災者生活再建支援法)

住家被害のあった被災者に対し、その被害程度に応じた基礎支援金(最大100万円)とその後の住宅再建方法に応じた加算支援金(最大200万円)支給する。

- 8 月 8 日現在、門司区にて、全壊 4 件、大規模半壊 2 件の計 6 件の申請あり。

<手続き窓口> 各区役所コミュニティ支援課

寄附金・義援金の募集

1 「ふるさと納税による災害支援 北九州市への寄附金」募集

(1) 寄附の受付サイト

ふるさと納税サイト「ふるさとチョイス」災害支援 平成 30 年 7 月豪雨
「平成 30 年 7 月豪雨災害 北九州市復興支援」にてクレジットカード決済

(2) 受付開始日 平成 30 年 7 月 11 日 (水)

(3) 寄附金の使途 被災した市民の方への支援や、本市の復旧・復興のために活用する予定。

(4) 寄附金収入額 148 件 3,005,118 円 (平成 30 年 8 月 9 日現在)

※ふるさと納税による寄附は北九州市民でも可能。

※通常のふるさと納税とは異なり、返礼の品の送付はなし。

2 義援金の募集 (募金箱の設置)

(1) 設置場所

本庁舎 1 階総合窓口 (南側玄関)、各区役所・出張所

※合計 17 箇所

(2) 募集期間

平成 30 年 7 月 12 日 (木) ~平成 30 年 9 月 28 日 (金) まで

平日 8 時 30 分~17 時 (最終日のみ正午まで)

※閉庁日を除く

(3) その他

本市に寄せられた義援金は、中央共同募金会を経て、福岡県を含む被災した府県の共同募金会支部に送付される。

福岡県共同募金会に送付された義援金は、福岡県の義援金募集・配分委員会の決定後、被災地である本市にも配分の予定。

その後、本市義援金配分会議の意見を踏まえ、市内の被災者に配分を行う。

(4) 募金額 3,565,803 円 平成 30 年 8 月 7 日現在

内訳) 共同募金会 (募金箱) への募金 2,489,416 円

北九州市の被災者への募金 1,076,387 円

問い合わせ先:保健福祉局総務課
担当:吉永、倉知
電話:582-2497

「北九州市社会福祉協議会 絆プロジェクト基金」の活用について（案）

1 目的

社会福祉法人北九州市社会福祉協議会は、平成30年7月豪雨において、北九州市で被災または被災によって北九州市に避難し、建物損壊等の被害により長期にわたり避難生活をしている方々を支援することを目的に、見舞金を支給する。

2 事業内容

(1) 対象者

①、②のいずれかに該当する者に支給する。

① 北九州市外で被災し、北九州市内で1ヶ月以上避難生活をしている世帯のうち、被災時の住まいについて、り災証明を受けている被災者

② 上記以外の北九州市民で、1ヶ月以上避難生活をしている世帯のうち、被災時の住まいについて、り災証明を受けている被災者

(2) 見舞金の支給

被災時の1世帯につき10万円

(3) 開始時期

準備ができ次第、直ちに（8月中）

3 基金残高 約1,200万円

災害ボランティアについて

【災害ボランティア相談窓口の開設（市社協による運営）】

- 1 開設日 平成30年7月11日～平成30年8月3日
- 2 相談窓口
北九州市社会福祉協議会ボランティア・市民活動センター
災害ボランティア相談窓口（ウエル戸畑3階）
※ 8月4日以降は、同センターの通常窓口で受付。
- 3 業務内容
 - （1）支援希望者、ボランティア活動希望者の相談受付
 - （2）支援希望者宅の被災状況、支援ニーズの確認
 - （3）活動者の保険加入手続き、支援希望者宅への派遣

【相談・派遣件数】平成30年8月3日 17:00 現在

- 1 相談件数 417件
 - （1）支援希望者 72件
 - （2）活動希望者 345件
- 2 派遣件数・人数 37件・485人

保健師による避難者の健康状態等の確認について

1 経緯

平成30年7月6日、保健福祉局から各区へ避難者の健康状態等の確認を依頼した。
7月6日から順次、保健師による避難者の健康状態等の確認を開始した。

2 保健師の活動内容

- (1) 避難所巡回による避難者の健康相談・健康チェック（血圧測定）、治療状況・服薬状況確認、かかりつけ医等との連携、こころのケア、避難所の環境整備等
- (2) 自宅に帰った方や災害により公営住宅等に転居した方も引き続き健康状態の確認

3 活動状況

(1) 平成30年7月6日（金）

戸畑区は、保健福祉課の保健師が避難所巡回を開始
八幡西区は、避難所に電話で健康状態の気になる避難者の状況確認
*他区については、7月7日以降、巡回

(2) 平成30年7月7日（土）～8日（日）

各区保健福祉課の保健師が、概ね2名1組でチームを組み、避難者がいる避難所を巡回し、健康状態等確認 *本庁からも保健師応援

(3) 平成30年7月9日（月）～12日（木）

避難者がいる避難所を巡回し、健康状態等確認
避難所を閉鎖する区もあるが、被害の大きかった門司区と八幡東区は避難所を開設しており、巡回を継続

(4) 平成30年7月13日（金）～18日（水）

門司区のみ避難所を開設しており、巡回を継続

(5) 平成30年7月19日（木）以降

公営住宅等に入居した方の自宅を訪問して健康面、精神面等の状況を確認
*平成30年7月19日 全避難所閉鎖

4 対応内容（抜粋）

- (1) 体調管理についてフォロー
- (2) こころのケアを実施
- (3) 避難所を退所した高齢者については地域包括支援センターがフォロー中
- (4) 民生委員の会議に出席するなどして、民生委員と連携をし、高齢者を支援
- (5) 熱中症、食中毒、エコノミークラス症候群等の予防のパンフレットを配布し、予防の啓発

5 今後の対応

- (1) 民生委員、福祉協力員等、地域の支援者と連携して支援する。
- (2) 地域包括支援センターでは、引き続きフォローする。
- (3) こころの相談に対して、精神保健福祉相談担当と連携して対応する。
- (4) 災害により公営住宅等に転居した高齢者等の健康状態や生活状況を確認する。

[お問い合わせ先]

保健福祉局地域福祉推進課 糸井、丹田
電話：582-2060

家屋の床上・床下浸水に係る消毒実施状況について

1 消毒の要請件数及び消毒実施状況（8月6日17時現在）

	要請件数	実施件数	担当課
門司区	111	103	保健所 東部生活衛生課
小倉北区	53	53	
小倉南区	42	40	
若松区	10	10	保健所 西部生活衛生課
八幡東区	17	13	
八幡西区	8	7	
戸畑区	1	1	
合計	242	227	

2 被害状況（8月3日15時現在）

	住家被害	
	床上浸水（棟）	床下浸水（棟）
門司区	58	91
小倉北区	25	20
小倉南区	20	15
若松区	2	14
八幡東区	7	14
八幡西区	4	3
戸畑区		1
合計	116	158

3 相談窓口 各区役所

【問合せ先】

保健福祉局保健衛生課 TEL 582-2435
担当：徳崎（とくざき）、東田（ひがした）

介護保険施設等の状況について

1. 状況等

- ・ 人的被害はない。
- ・ 大雨被害でサービスの提供を中止していた事業所も再開しており、現在、サービスの提供を中止している事業所はない。

カッコ内は入所施設数（内数）

	浸水	土砂	雨漏り	その他
門司区	4(3)	2(1)	3(3)	
小倉北区	7(3)			
小倉南区	1(1)	3(0)		3(1)
若松区	1(1)			
八幡東区	1(1)	1(1) 注1		
八幡西区	1(1)		2(2)	
戸畑区				
合 計	15(10)	6(2)	5(5)	3(1)

※ その他は断水1件、駐車場被害2件

※ 注1 居室の一部使用不可のため、グループホーム入居者（7人）が同一法人内の他施設へ避難中（8月6日時点）

2. 災害により被災した要介護高齢者等への対応について

- 居宅サービスは自宅以外の場所（避難所や避難先の家庭）で生活している場合でも必要なサービスを受けられるよう、事業者へ通知
- 介護保険施設等について、災害等による定員超過利用について通知

【問合せ】

保健福祉局介護保険課（電話582-2771）
担当課長：藤富 担当係長：堀尾、福岡、木村

障害者施設の状況について

市内の障害者支援施設や共同生活援助事業所（障害者グループホーム）等から報告のあった被害状況や避難状況は下記のとおり。（※ 7月9日災害対応終了）

○施設入所者やグループホーム入居者の避難状況

12事業所 67人

○人的被害

1事業所 1人 ※ 屋外で転倒し、左手に擦り傷を負った。（軽傷）

<被害の具体的な内容>

	法人名	施設種別	被害・避難状況の内容	対応状況等
1	社会福祉法人 北九州市手をつなぐ 育成会	障害者 グループ ホーム （共同生 活援助）	安全確保のため、11事業所の入 居者63人が、同法人の他の施設 やホテル、自宅に避難した。 <避難先> ・他施設 45人 ・ホテル 10人 ・自宅 8人	避難者全員が避難を 終えて、ホームに帰宅 済み。
2	医療法人松和会	障害者 グループ ホーム （共同生 活援助）	○ 裏山で小規模ながけ崩れが あり、同一敷地内の他の建物に 3人、自宅に1人避難した。 ○ 入居者1人が屋外で転倒し、 その際左手に擦り傷を負った。	○ 避難者全員が避難 を終えて、ホームに 帰宅済み。 ○ グループホームに 隣接する病院で手当 を受けた。

※ 上記以外にも、臨時休業や営業時間変更を行った事業所からの報告あり。

医療救護活動について

ODMOC（市医師会災害医療・作戦指令センター）の設置

7月6日(金) 8:30にDMOCを市立八幡病院内に設置
⇒【7月9日(月) 14時閉鎖】

○市内災害拠点病院の被災状況の確認及び被災医療機関への対応

- ・災害拠点病院（9施設）に被害がないことを確認するとともに通信回線を確保
- ・小倉南区の透析医療機関に土砂災害の恐れがあったため、近隣の医療機関へ患者の受入を依頼

○市内被災現場における医療救護活動

門司区奥田の土砂災害現場へ健和会大手町病院のドクターカーを派遣

【参考】広島県へのDMAT（災害派遣医療チーム）の派遣

福岡県からの要請に基づき、市立医療センター、北九州総合病院、九州労災病院、産業医科大学病院、JCHO九州病院のDMAT 5隊を広島県へ派遣
⇒【7月10日に任務終了し、全隊撤収済】

【問い合わせ先】

北九州市保健福祉局地域医療課

電話：093-582-2678

担当：黒木、青木

国民健康保険及び後期高齢者医療制度の取扱について

1 北九州市に納める保険料について

被災された方からの申請に基づき、罹災証明書などによる損害率で判断し、保険料が減免される場合があります。

【減免率】

国民健康保険 : 40%～100%
後期高齢者医療 : 50%～100%

2 病院等で診察を受ける際に支払う窓口負担（一部負担金）について

被災された方からの申請に基づき、収入や罹災証明書などによる被害状況で判断し、減免される場合があります。

なお、原則として診療前に申請する必要があります。

【減免率】

国民健康保険 : 50%～100%
後期高齢者医療 : 50%～100%

3 申請場所及び方法

区役所国保年金課の窓口で申請が必要です。

必要書類など、詳しくは担当窓口にお尋ねください。

4 申請状況

【平成30年8月6日現在】

区 分		件 数	減免金額
国民健康保険	保険料	2件	217,300円
	一部負担金	—	
後期高齢者医療	保険料	4件	(審査中)
	一部負担金	—	

【問い合わせ先】

保健福祉局保険年金課
電話 : 582-2415

介護保険の取扱について

平成30年7月豪雨に係る介護保険の取扱は以下のとおり。
いずれも住所地の区役所保健福祉課介護保険担当の窓口で受け付けているもの。

1 保険料の減免

市町村は条例で定めるところにより、特別の理由がある者に対し、保険料を減免することができる（介護保険法第142条）。

介護保険条例第16条で減免事由を規定し、その減免率等を規則第15条で定めている。

(1) 災害等による損害（区役所総務企画課発行の罹災証明書を添付）

【減免率】 被災の被害が財産の価額の20%以上の場合に減免する。

【対象保険料】

災害等発生日から12ヶ月以内に到来する納期において納付すべき保険料額

【8月9日現在の申請状況】

当該年の 所得見積額	損害率 20%～50%			損害率 50%以上		
	減免率	件数	減免金額 (円)	減免率	件数	減免金額 (円)
100万円以下	80/100	1	23,040	100/100	10	411,300
100万円超～200万円	60/100			80/100	4	224,640
200万円超	40/100			60/100		

合計 15件 658,980円

(2) その他

① 死亡、入院等による収入減少

(医師の診断書等のほか収入減少の理由を証明する書類を添付)

第1号被保険者の属する世帯の生計中心者が、死亡したり、心身に重大な障害を負ったり、長期間入院したりすることにより、収入が著しく減少したこと。

② 事業の廃止、失業等による収入減少

(退職証明書等のほか収入減少の理由を証明する書類を添付)

第1号被保険者の属する世帯の生計中心者が、事業又は業務の休止、廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したこと。

【減免率】 当該年中の所得の見積額が前年の所得に比べて3割以上減少した場合に減免

当該年中の所得の見積額	減免率
60万円以下	80/100
60万円超150万円以下	60/100
150万円超250万円以下	40/100
その他	20/100

【対象保険料】 当該年度に納付すべき保険料の額

2 利用料の減免

災害その他特別な事情があり、利用料の負担が困難と認められる者に対し、市町村が保険給付割合を9割から10割の間で定めることができるとされており（介護保険法第50条及び第60条）、その減免率等を規則第10条で定めている。

(1) 災害等による損害（区役所総務企画課発行の罹災証明書を添付）

【給付割合】

被災の被害が財産の価額の

20%以上50%未満の者	95/100	(50%減免)
50%以上の者	100/100	(100%減免)

【適用期間及び適用開始時期】

申請書の提出があった日の属する月から6ヶ月を限度

3 介護認定について

(1) 更新認定の猶予

今回の災害によって、有効期間満了前に更新申請ができなかった場合でも、やむを得ない理由がなくなった日から1か月以内であれば、有効期間内に申請したものとすることができる（介護保険法第28条第3項）。

(2) 認定の優先順位の繰り上げ

今回の災害により、早急に介護サービスが必要となった場合、がん末期を迎えている被保険者等と同様に、優先登録をする。訪問調査についても、優先的にアポイントを取る。

4 介護保険被保険者証等の取扱について

今回の災害で介護保険被保険者証、負担割合証、負担限度額認定証を汚損、破損、紛失した場合、氏名・生年月日・住所を申し立てることにより再発行する。

【問い合わせ】

保健福祉局地域福祉部介護保険課
電話：582-2771
(担当：山本、飯尾、篠田、岩村)

7月5日からの大雨による災害概況（第31報）

下記の件数については速報値です。今後変動することがあります。

1 被害状況等（下線部は前回からの変更箇所）

8月8日8:30現在

	受付件数	被害判定基準で定める「被害あり」の件数													合計
		人的被害				住家被害					非住家		その他		
		死者	行方不明	負傷者		全壊	半壊	一部損壊	床上浸水	床下浸水	公共施設	その他	崖崩れ	その他	
				重傷	軽傷										
人数	人数	人数	人数	棟	棟	棟	棟	棟	棟	棟	棟	棟			
門司区	<u>1,126</u>	2		3	1	8	4	<u>34</u>	<u>78</u>	<u>96</u>		9	51	50	<u>336</u>
小倉北区	356							7	25	20		21	18	30	121
小倉南区	445							9	20	15		16	29	33	122
若松区	<u>224</u>						1	6	2	14		3	29	32	87
八幡東区	<u>353</u>					1		39	7	14	2	<u>17</u>	99	77	256
八幡西区	268						4	10	4	3		4	34	60	119
戸畑区	67									1	1	7	12	24	45
合計	<u>2,839</u>	2		3	1	9	9	<u>105</u>	<u>136</u>	<u>163</u>	3	<u>77</u>	272	306	<u>1,086</u>

※ 上記受付件数は、調査中のものを含んでおります。

※ 「その他被害（その他）」の被害内容は、道路の損壊、ブロック塀の損壊、浸水による交通規制等です。